

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成23年9月6日

石川県監査委員 藤井義弘
同 米光正次
同 安田慎一
同 織田静代

(別紙)

環政第549号
平成23年8月22日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本 正憲

平成23年7月29日付け石監査第251号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

| 指摘事項 | 機関名 | 監査結果に基づき講じた措置 |
|--|-------|--|
| 委託料の支出事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないように十分注意してください。 | 環境政策課 | 今回指摘のあった事項につきましては、今後、このようなことがないように、支出負担行為何と資金計画の突合を行うなど、支出事務担当者はもとより、審査、確認等担当職員相互のチェックを厳重に行い、支出事務に万全を期するよう指導、徹底しました。 |

経 第 9 7 0 号
平成 2 3 年 8 月 1 1 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷本 正憲

平成 2 3 年 7 月 2 9 日 付 け 石 監 査 第 2 5 1 号 で 通 知 の あ っ た 監 査 の 結 果 に 基 づ き、下 記 の と お り 措 置 を 講 じ た の で 地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 1 2 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

| 指 摘 事 項 | 機 関 名 | 監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置 |
|--|-------|---|
| 公用車の交通事故が発生しています。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期すよう十分注意してください。 | 経営支援課 | 公用車を運転する際は、交通関係法令等を遵守し、安全運転に万全を期すよう改めて全職員に対し周知徹底を図りました。 |